府 中 町 の 環 境（概要版）

令和５年３月

府　中　町

目　　次

１．大気質 1
１）大気汚染の概要 1
２）調査地点 1
３）調査項目及び調査時期 1
４）大気質測定結果の経年変化 3
５）経年変化まとめ 5

２．水質 6
１）水質汚濁の概要 6
２）調査地点 6
３）調査項目及び調査時期 6
４）河川水質調査結果の経年変化 8
５）永田池水質調査結果の経年変化 10
６）経年変化まとめ 11

３．騒音 12
１）騒音の概要 12
２）調査地点 12
３）調査項目及び調査時期 12
４）自動車騒音調査結果の経年変化 14
５）新幹線鉄道騒音調査結果の経年変化 15
６）経年変化まとめ 15

４．振動 16
１）振動の概要 16
２）調査地点 16
３）調査項目及び調査時期 16
４）道路交通振動調査結果の経年変化 18
５）新幹線振動調査結果の経年変化 19
６）経年変化まとめ 19

５．ダイオキシン類 20
１）ダイオキシン類の概要 20
２）調査地点 20
３）調査項目及び調査時期 20
４）ダイオキシン類調査結果の経年変化 22
５）経年変化まとめ 24

１．大気質

１）大気汚染の概要

大気汚染とは、人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質、及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいいます。

現在、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などについて、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が設定されています。また、工場などに対して、「大気汚染防止法」や「広島県生活環境の保全等に関する条例」による規制が行われています。

町では、大気汚染の状況を把握するため、大気測定車による測定を 1 地点で行い、監視を行っています。

２）調査地点

大気質の調査は、八幡一丁目の寿仙坊児童遊園において測定を行っています。（図 1.1 参照）

３）調査項目及び調査時期

調査項目及び調査時期は表 1.1 のとおりです。

表 1.1　調査項目

項　　目		調査時期
大気質	一酸化窒素	1 週間 24 時間 連続測定
	二酸化窒素	
	窒素酸化物	
	浮遊粒子状物質	
	二酸化硫黄	
	光化学オキシダント	

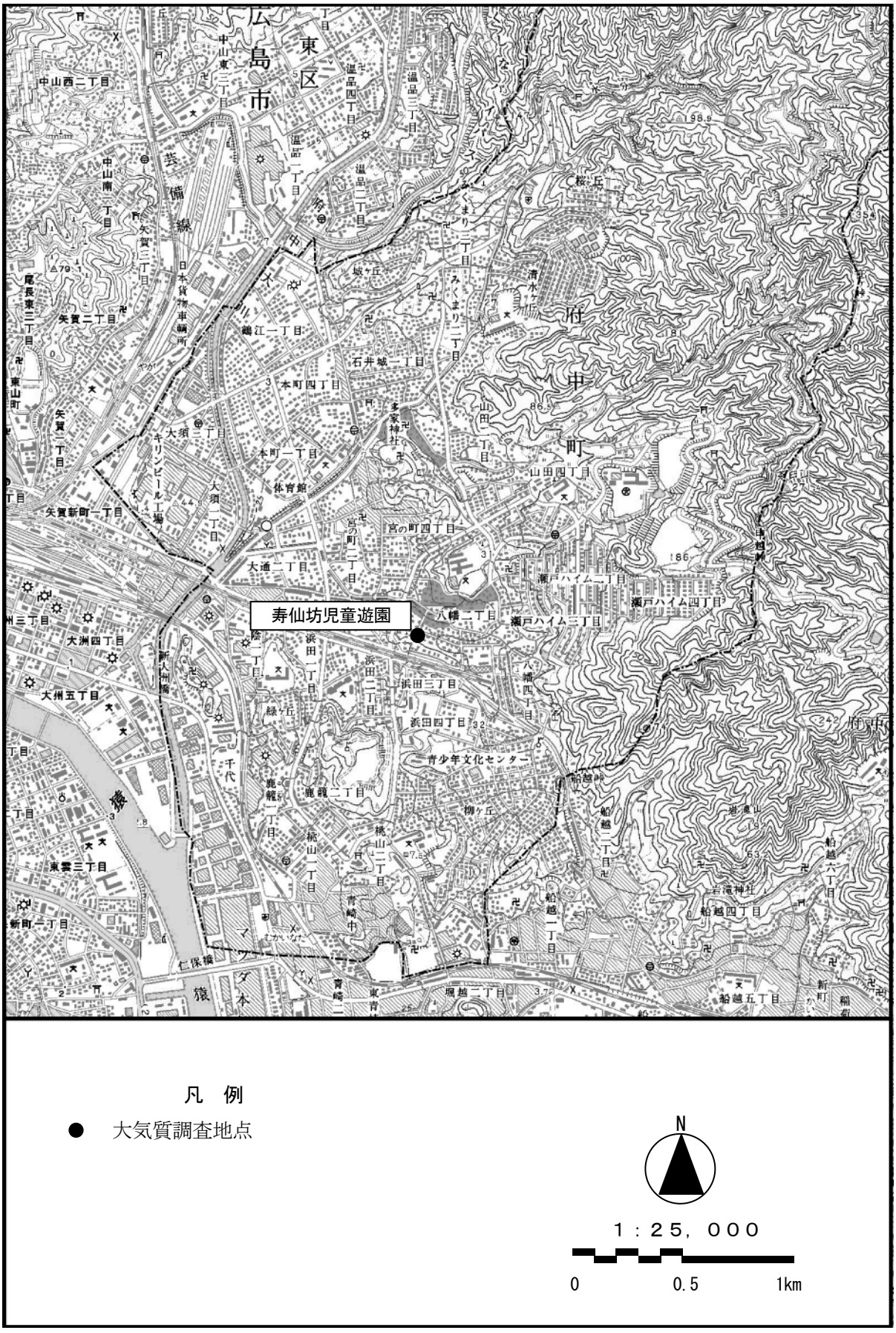

図 1.1　大気質調査地点位置図

4）大気質測定結果

大気質測定結果の経年変化は、表 1.2 及び図 1.2 ～ 図 1.5 に示すとおりです。

表 1.2　大気質測定結果の経年変化

項　　目		単位	調査結果[注1)]						環境基準
			H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
NO（一酸化窒素）	期間平均値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.002	0.003	0.001	
	日平均値の最高値		0.003	0.002	0.003	0.002	0.005	0.001	
	1時間値の最高値		0.011	0.012	0.012	0.007	0.019	0.004	
NO_2（二酸化窒素）	期間平均値	ppm	0.006	0.005	0.009	0.005	0.006	0.007	
	日平均値の最高値		0.009	0.010	0.013	0.009	0.008	0.010	0.04～0.06以下
	1時間値の最高値		0.020	0.022	0.030	0.017	0.021	0.023	
NOx（窒素酸化物）	期間平均値	ppm	0.007	0.007	0.010	0.007	0.009	0.008	
	日平均値の最高値		0.013	0.012	0.015	0.011	0.011	0.011	
	1時間値の最高値		0.022	0.031	0.041	0.023	0.028	0.024	
SPM（浮遊粒子状物質）	期間平均値	ppm	0.023	0.016	0.019	0.023	0.013	0.019	
	日平均値の最高値		0.032	0.026	0.024	0.040	0.015	0.033	0.1以下
	1時間値の最高値		0.042	0.048	0.036	0.062	0.026	0.047	0.2以下
SO_2（二酸化硫黄）	期間平均値	ppm	0.001	0.001	0.003	0.002	0.001	0.002	－
	日平均値の最高値		0.003	0.003	0.004	0.002	0.001	0.003	0.04以下
	1時間値の最高値		0.011	0.009	0.010	0.003	0.002	0.006	0.1以下
Ox（光化学オキシダント）[注2)]	期間平均値	ppm	0.039	0.023	0.029	0.018	0.015	0.040	
	日平均値の最高値		0.049	0.033	0.048	0.022	0.020	0.052	
	昼1時間値の最高値		0.083	0.048	0.078	0.042	0.039	0.068	0.06以下

注 1）：データの出典：過年度報告書(H.29～R.3)
　 2）：光化学オキシダントは、昼間（5:00～20:00）の時間帯の値。

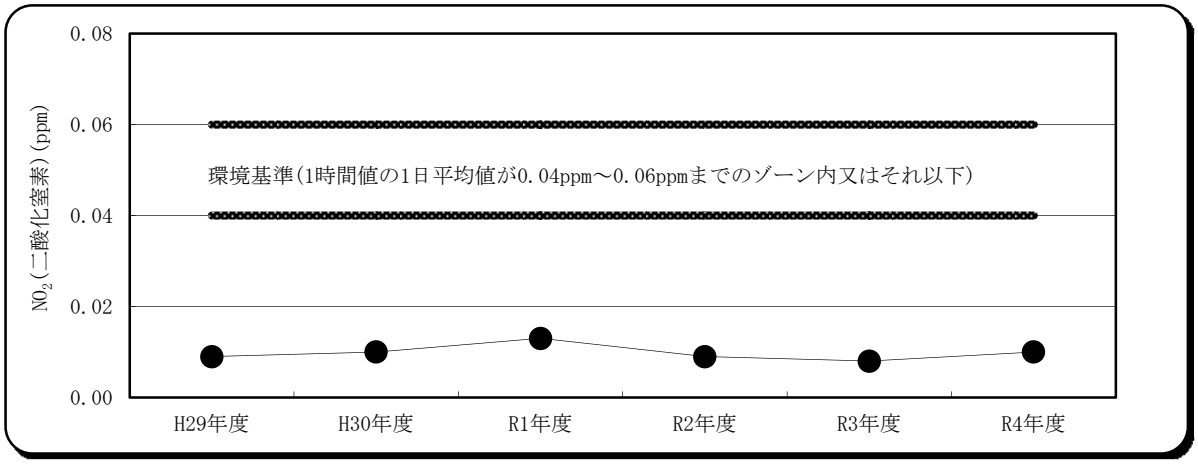

図 1.2　二酸化窒素（NO_2）濃度の経年変化（日平均値の最高値）

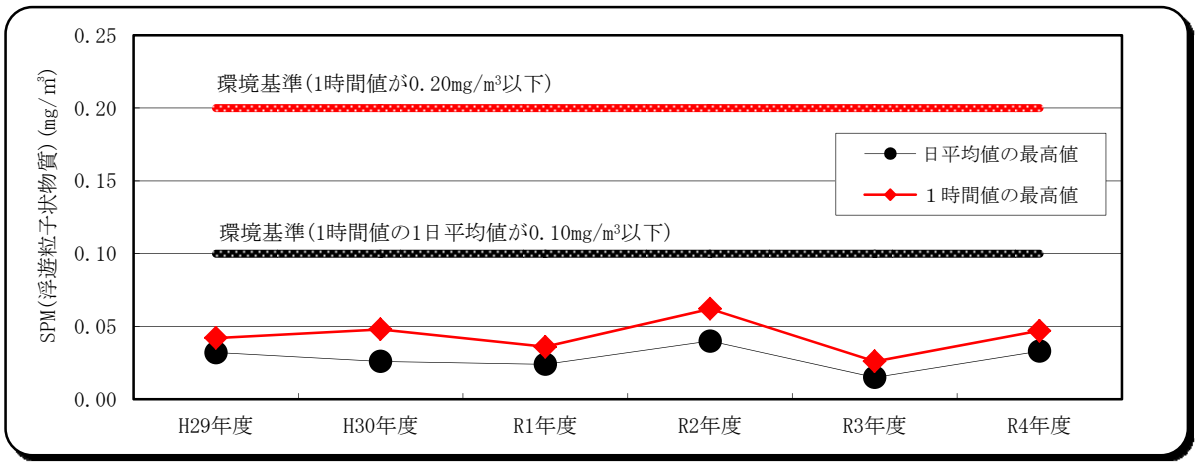

図 1.3　浮遊粒子状物質（SPM）濃度の経年変化（日平均値の最高値及び 1 時間値の最高値）

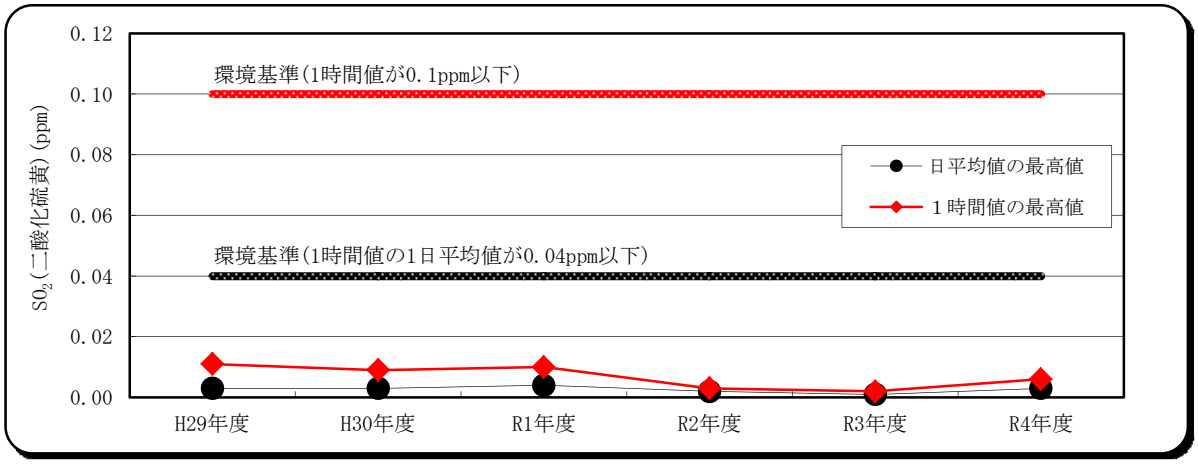

図 1.4　二酸化硫黄（SO_2）濃度の経年変化（日平均値の最高値及び 1 時間値の最高値）

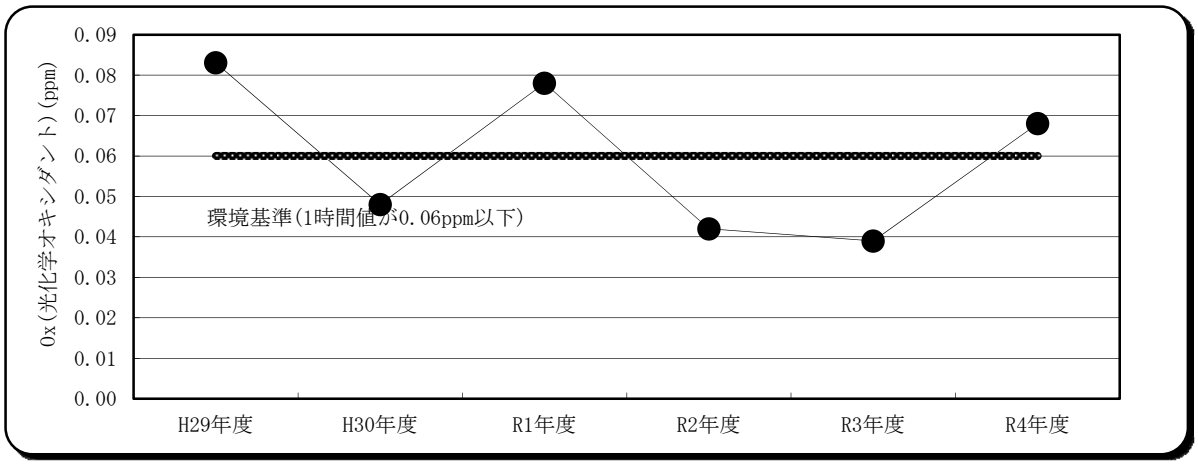

図 1.5　光化学オキシダント（Ox）濃度の経年変化（1 時間値の最高値）

５）大気質測定結果の評価

- 二酸化窒素濃度は、環境基準を満たしており、経年変化は認められません。
- 浮遊粒子状物質濃度は、環境基準を満たしており、経年変化は認められません。
- 二酸化硫黄濃度は、環境基準を満たしており、経年変化は認められません。
- 光化学オキシダント濃度は、今年度は環境基準を超過したものの、県内全域で環境基準を上回っている状況であり、府中町内のみが特異的な数値ではありません。

以上より、本調査結果において、大気汚染の兆候は認められません。

２．水質

１）水質汚濁の概要

水質汚濁とは、人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁することをいいます。発生源には、生活排水、工場排水の他、農業・牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがあります。影響としては、有害物質による魚介類･ヒトへの被害、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅などがあげられます。

現在、有機汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量（BOD)やカドミウム、鉛といった有害物質などについて、環境基準が設定されています。また、工場などに対して、「水質汚濁防止法」、「広島県生活環境の保全等に関する条例」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」などにより規制が行われています。

町では、水質汚濁の状況を把握するため、河川４地点、ため池１地点の合計５地点で調査を行い、監視を行っています。

２）調査地点

水質の調査地点は、図 2.1 に示すとおりです。

３）調査項目及び調査時期

調査項目及び調査時期は、表 2.1 のとおりです。

表 2.1　調査項目、調査位置および調査時期

項　目		府中大川	榎川	八幡川	水分峡	永田池
生活環境項目	pH	４季	４季	４季	４季	４季
	BOD	４季	４季	４季	４季	－
	SS	４季	４季	４季	－	－
	DO	４季	４季	４季	４季	－
	大腸菌数	４季	４季	４季	－	－
その他[注1)]	COD	４季	４季	４季	４季	－
	Cl^-	４季	４季	４季	－	－
	T-N, T-P ほか	－	－	－	－	４季
健康項目[注2)]		夏季	－	－	－	－

注 1）：COD, Cl^-, T-N, T-P, NH_4-N, NO_2-N, NO_3-N, PO_4-P

2）：ｶﾄﾞﾐｳﾑ, 全ｼｱﾝ, 鉛, 六価ｸﾛﾑ, ﾋ素, 総水銀, ｱﾙｷﾙ水銀, PCB, ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ, 四塩化炭素, 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ, 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ, ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ, 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ, 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ, ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ, ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ, 1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ, ﾁｳﾗﾑ, ｼﾏｼﾞﾝ, ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ, ﾍﾞﾝｾﾞﾝ, ｾﾚﾝ, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ

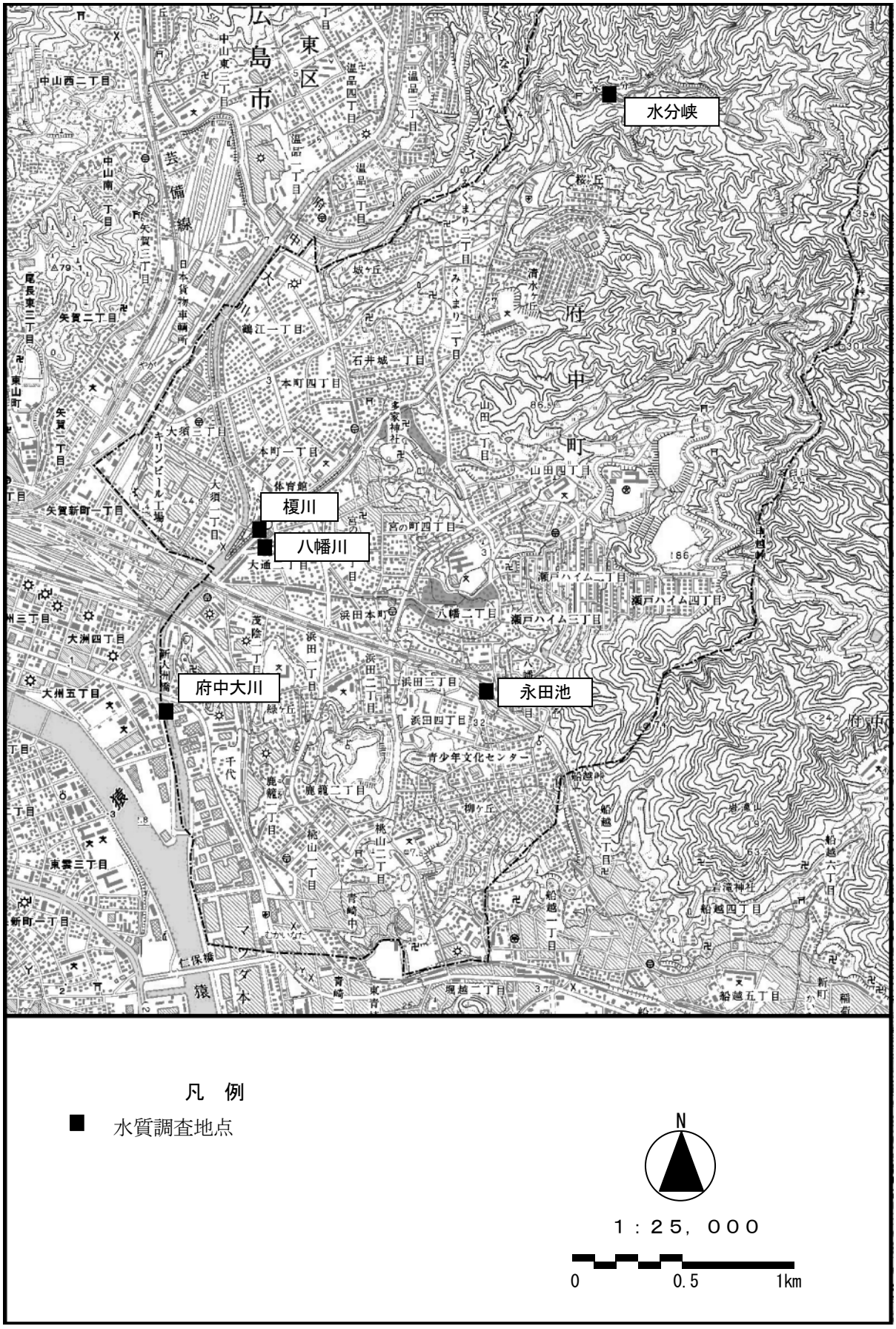

図 2.1　水質調査地点位置図

4）河川水質調査結果

(1) 環境基準項目他（BOD 等）

調査結果は、表 2.2 のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準（河川 D 類型）に指定されている府中大川の BOD 等の経年変化を図 2.2 に示します。

表 2.2　河川水質（生活環境項目）調査結果の経年変化

項目	調査地点	調査結果						環境基準
		H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度	R.3年度	R.4年度	
pH	府中大川	8.2	7.7	8.0	8.3	8.2	8.2	6.0以上 8.5以下
	榎川	9.1	8.3	8.9	9.5	8.7	9.6	
	八幡川	9.6	9.3	9.4	9.6	9.3	9.6	
	水分峡	7.7	7.3	7.5	7.5	7.5	7.7	
BOD (mg/L) (75%値)	府中大川	1.6	2.3	1.1	1.2	1.2	1.2	8 以下
	榎川	3.7	3.1	2.6	2.7	1.6	2.6	
	八幡川	2.1	2.1	1.7	1.8	1.5	1.5	
	水分峡	0.7	1.7	0.6	0.6	＜0.5	0.6	
SS (mg/L)	府中大川	3	4	3	4	3	5	100 以下
	榎川	2	6	2	1	1	1	
	八幡川	1	1	2	1	1	1	
DO (mg/L)	府中大川	8.8	7.6	8.7	8.8	8.7	9.5	2 以上
	榎川	10	8.7	11	11	9.2	10	
	八幡川	11	11	12	13	12	14	
	水分峡	10	8.6	9.6	10	9.6	9.8	
大腸菌数 (CFU/ 100mL)	府中大川	-	-	-	-	-	190	
	榎川	-	-	-	-	-	290	
	八幡川	-	-	-	-	-	190	

注 1)：データの出典：過年度報告書(H.29～R.3)
2)：各数値は、R.1年度は3季の算術平均値（但し、BODについては3季の75%値）、その他の年度は4季の算術平均値（但し、BODについては4季の75%値）である。
3)：大腸菌数については、大腸菌群数に代わって大腸菌数の環境基準と測定方法となったことから、既往調査結果は「-」とした。

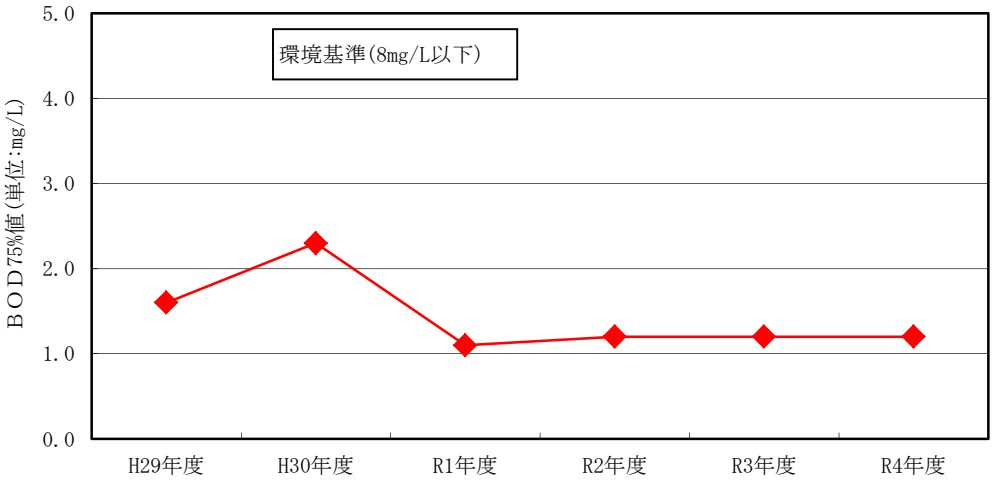

図 2.2　水質（府中大川のＢＯＤ）調査結果の経年変化

(2) その他の項目

その他の項目調査結果の経年変化は、表 2.3 のとおりです。

表 2.3　河川水質（その他の項目）調査結果の経年変化

項目	調査場所	調査結果					
		H. 29年度	H. 30年度	R. 1年度	R. 2年度	R. 3年度	R. 4年度
COD (mg/L)	府中大川	3. 3	3. 6	2. 6	3. 0	2. 9	3. 0
	榎川	5. 3	5. 9	4. 0	4. 7	4. 3	5. 3
	八幡川	4. 3	2. 6	2. 3	3. 0	2. 6	3. 0
	水分峡	2. 2	32	2. 6	2. 1	2. 2	2. 4
Cl^- (mg/L)	府中大川	2, 600	4, 400	3, 700	4, 900	4, 300	7, 100
	榎川	11	11	11	11	11	20
	八幡川	190	110	30	150	16	120

注 1）：データの出典：過年度報告書（H. 29～R. 3）
2）：各数値は、R. 1年度は3季の算術平均値、その他の年度は4季の算術平均値である。

(3) 健康項目

健康項目調査結果の経年変化は、表 2.4 のとおりです。

表 2.4　河川水質（府中大川・健康項目）調査結果の経年変化

項　目	単位	調査結果						環境基準
		H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度	R.3年度	R.4年度	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全ｼｱﾝ	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価ｸﾛﾑ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	0.02以下
砒素	mg/L	<0.005	0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
ｱﾙｷﾙ水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
ﾁｳﾗﾑ	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
ｼﾏｼﾞﾝ	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
ｾﾚﾝ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.77	0.72	1.1	0.76	0.54	0.52	10以下
ふっ素	mg/L	0.41	0.47	0.29	0.19	0.28	0.29	0.8以下
ほう素	mg/L	0.9	0.8	0.1	0.2	0.6	0.6	1以下
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	mg/L	0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	＜0.005	0.05以下

注 1)：データの出典：過年度報告書(H.29～R.3)

5）永田池水質調査結果の経年変化

永田池におけるその他の項目調査結果の経年変化は、表 2.5 のとおりです。

表 2.5　永田池の水質（その他の項目）調査結果の経年変化

項目	単位	調査結果					
		H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度	R.3年度	R.4年度
pH	－	8.7	8.7	8.2	8.3	7.9	7.6
T-N	mg/L	0.52	0.52	0.50	0.51	0.87	0.45
T-P	mg/L	0.021	0.024	0.021	0.024	0.045	0.033
NH_4-N	mg/L	0.08	0.02	0.04	0.05	0.28	0.09
NO_2-N	mg/L	0.006	0.007	0.005	0.006	0.010	0.010
NO_3-N	mg/L	0.25	0.20	0.19	0.15	0.22	0.09
PO_4-P	mg/L	0.007	0.009	0.007	0.012	0.011	0.012

注 1)：データの出典：過年度報告書(H.29～R.3)
　 2)：各数値は、R.1年度は3季の算術平均値、その他の年度は4季の算術平均値である。

６）水質調査結果の評価

- 府中大川では、生活環境項目及び健康項目は、環境基準を満足しており、経年的な変化は認めらません。
- その他の河川では、榎川、八幡川では pH が他地点より少し高い傾向が続いていますが、その他の項目では経年的な変化は認めらません。
- 永田池では、T-N 及び T-P は、工事の影響のあった令和 3 年度を除き、経年的な変化は認められません。

以上より、本調査結果において、水質汚濁の兆候は認められません。

３．騒音

１）騒音の概要

騒音とは、工場や自動車、鉄道などから発生する音で、私たちの睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど、生活環境に影響を与えるものをいいます。

現在、道路に面する地域やそれ以外の地域の騒音(自動車騒音、環境騒音)や新幹線鉄道騒音などについて、地域を指定して環境基準が設定されています。また、工場や建設作業などに対して、「騒音規制法」や「広島県生活環境の保全等に関する条例」による規制が行われています。

町では、騒音の状況を把握するため、自動車騒音を 1 地点で、また、新幹線鉄道騒音を 1 測線(2 地点)で調査し、監視を行っています。

２）調査地点

騒音の調査地点は、図 3.1 に示すとおりです。

３）調査項目及び調査時期

調査項目及び調査時期は、表 3.1 のとおりです。

表 3.1　調査項目及び調査時期等

項目	調査地点		調査時期等
自動車騒音	マツダ病院前		1 日(24 時間)
新幹線鉄道騒音	浜田三丁目交差点	軌道中心線から 25m	1 日 上り・下り計 20 本
		軌道中心線から 50m	

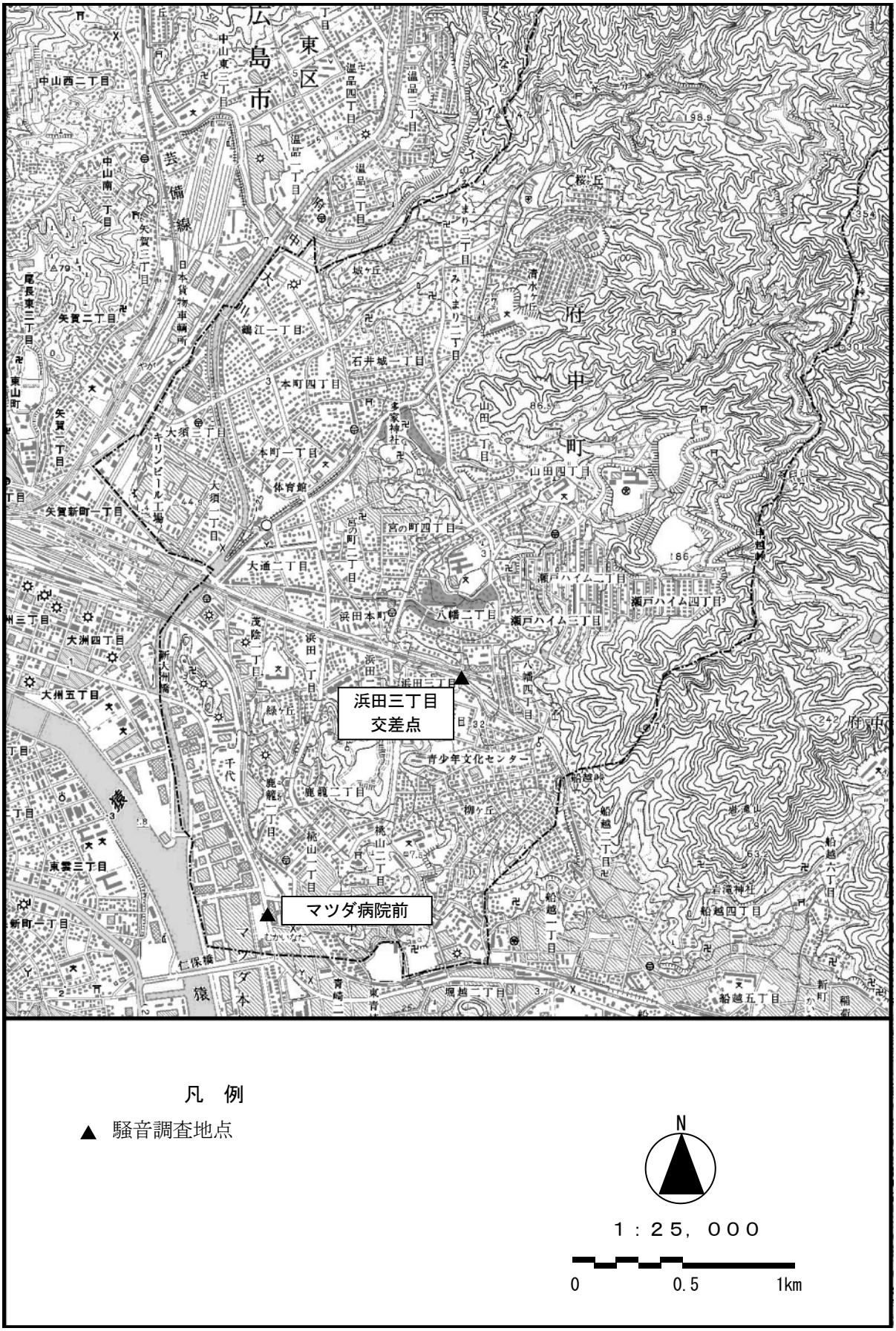

図 3.1　騒音調査地点位置図

４）自動車騒音調査結果

自動車騒音調査結果の経年変化は、表 3.2 及び図 3.2 に示すとおりです。

表 3.2　自動車騒音調査結果の経年変化

（単位：dB）

時間帯	調査結果						要請限度[注3)]	環境基準[注4)]
	H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度	R.3年度	R.4年度		
昼間（6時～22時）	71	70	70	69	69	69	75以下	70以下
夜間（22時～6時）	68	67	66	66	66	66	70以下	65以下

注 1）：データの出典：過年度報告書（H.29～R.3）
2）：調査結果（L_{Aeq}）は、各時間帯におけるエネルギー平均値である。
3）：要請限度は、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限定を定める省令（平成12年3月2日、総理府令第15号）」に示される「幹線交通を担う道路に近接する区域」の基準値である。
本調査地点（マツダ病院前）は、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限定を定める省令（平成12年3月2日、総理府令第15号）」の特例により、「幹線交通を担う道路に近接する区域」に該当する。
4）：環境基準値は、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）」に示される「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値である。

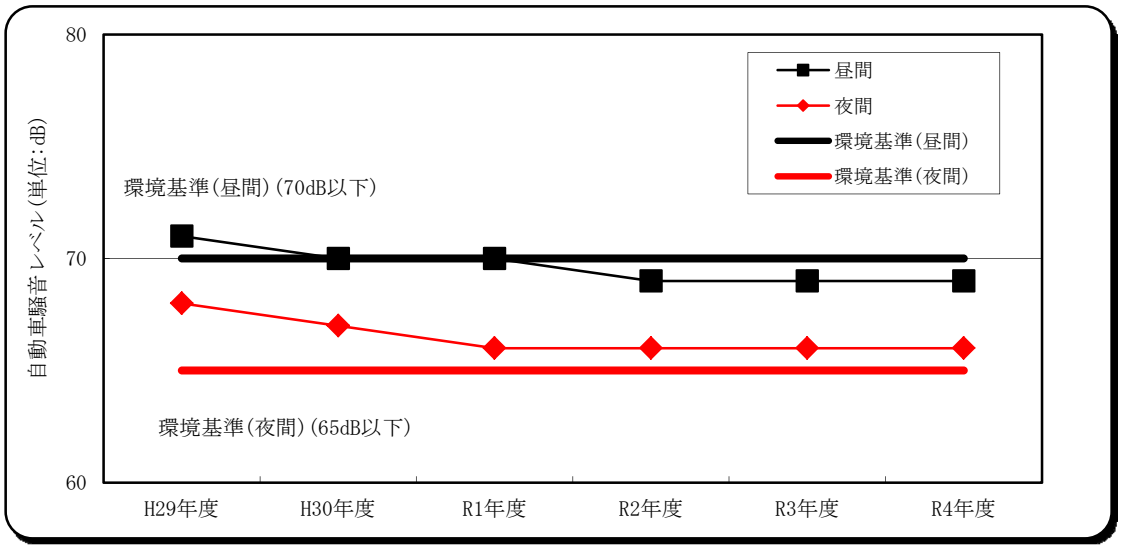

図 3.2　自動車騒音調査結果の経年変化

５）新幹線鉄道騒音調査結果

新幹線鉄道騒音調査結果の経年変化は、表 3.3 及び図 3.3 に示すとおりです。

表 3.3　新幹線鉄道騒音調査結果の経年変化

（単位：dB）

軌道中心線からの距離	調査結果						環境基準[注3)]
	H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度	R.3年度	R.4年度	
25m	68	68	67	67	66	66	70以下
50m	63	62	63	63	61	61	

注 1）：データの出典：過年度報告書(H.29～R.3)
2）：騒音調査結果は、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。
3）：騒音の環境基準値は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年7月29日、環境庁告示第46号)」に示される「Ⅰ類型」の基準値である。
本調査地点(浜田3丁目交差点付近)は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定(昭和52年6月10日、広島県告示第406号)」により、「Ⅰ類型」に該当する。

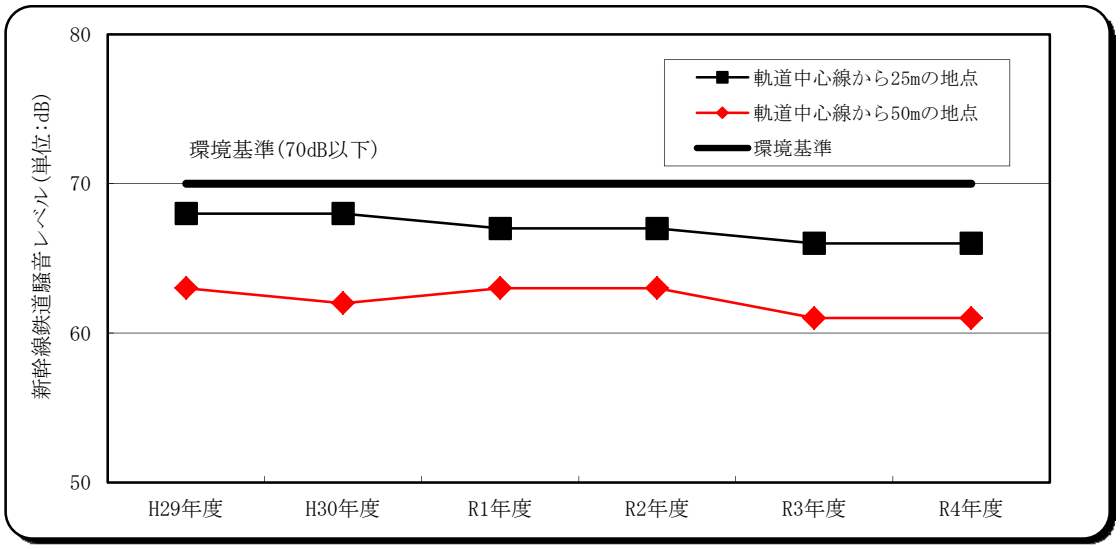

図 3.3　新幹線鉄道騒音調査結果の経年変化

６）騒音調査結果の評価

- 自動車騒音は、昼間は平成 30 年度以降では環境基準を満足していますが、夜間は環境基準を超過している状況が続いており、経年的な変化は認められません。要請限度は昼間、夜間いずれも満足しています。
- 新幹線鉄道騒音は、環境基準を満足しており、経年的な変化は認められません。

以上より、自動車騒音については環境基準の超過は続くものの要請限度は満足しており、引き続き監視が必要です。

４．振動

１）振動の概要

振動とは、工場、自動車や鉄道などから発生する揺れで、建物にひび割れやズレを生じさせたり、睡眠を妨げたりなど、生活環境に影響を与えるものをいいます。

振動については、環境基準は設定されていませんが、工場や建設作業などに対して、「振動規制法」や「広島県生活環境の保全等に関する条例」による規制が行われています。

町では、振動の状況を把握するため、道路交通振動を 1 地点で、また、新幹線鉄道振動を 1 測線(2 地点)で調査し、監視を行っています。

２）調査地点

振動の調査地点は、図 4.1 に示すとおりです。

３）調査項目及び調査時期

調査項目及び調査時期は、表 4.1 のとおりです。

表 4.1　調査項目及び調査時期等

項　目	調　査　地　点		調査時期等
道路交通振動	マツダ病院前		1 日(24 時間)
新幹線鉄道振動	浜田三丁目交差点	軌道中心線から 25m	1 日 上り・下り計 20 本
		軌道中心線から 50m	

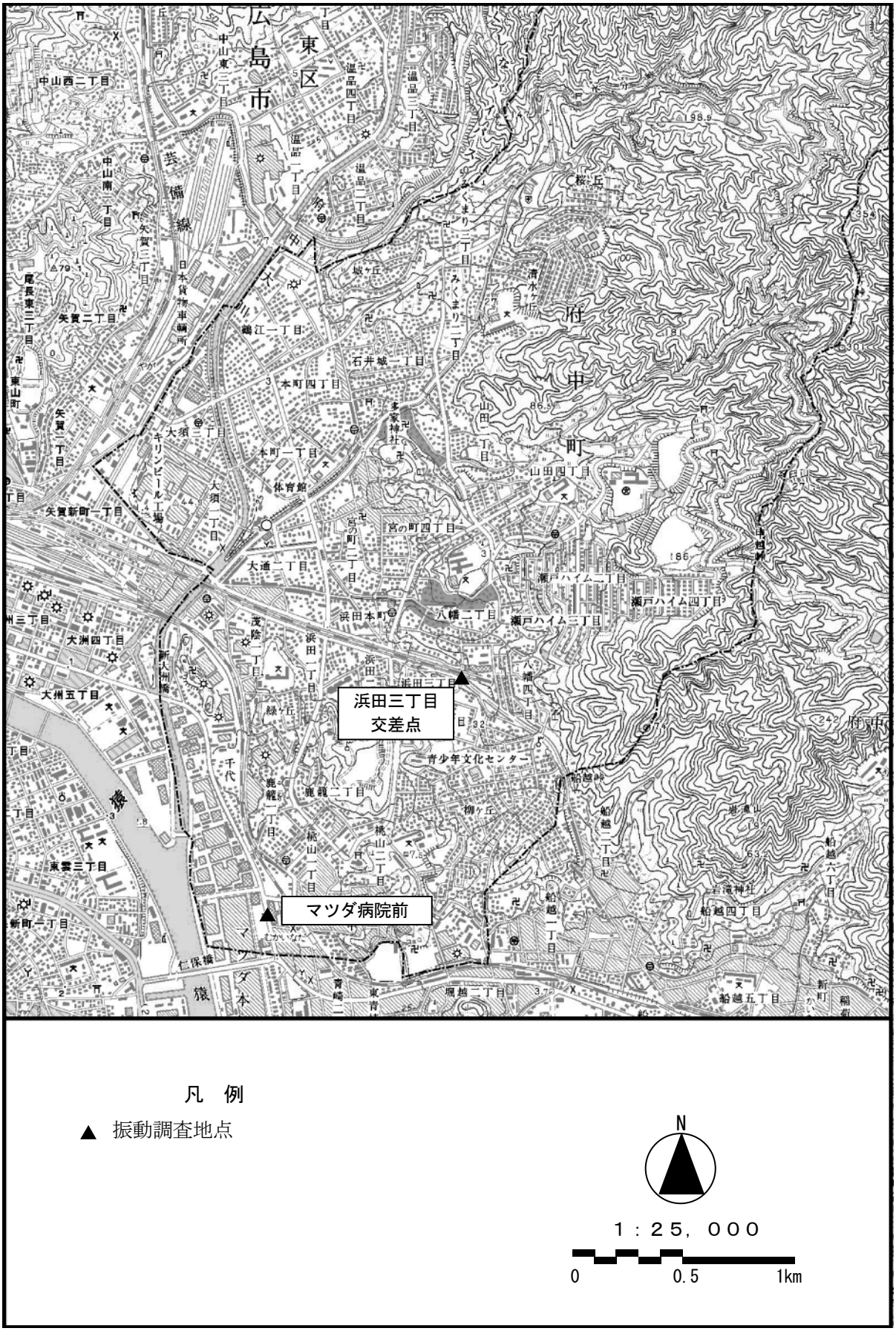

図 4.1　振動調査地点位置図

４）道路交通振動調査結果

道路交通振動調査結果の経年変化は、表 4.2 及び図 4.2 に示すとおりです。

表 4.2　道路交通振動調査結果の経年変化

（単位：dB）

時間帯	調査結果						要請限度[注3)]
	H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度	R.3年度	R.4年度	
昼間（7時～19時）	41	40	39	40	40	40	70以下
夜間（19時～7時）	36	36	36	35	36	36	65以下

注 1）：データの出典：過年度報告書（H.29～R.3）
2）：調査結果（L_{10}）は、各時間帯における算術平均値である。
3）：要請限度は、「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日、総理府令第58号）」（道路交通振動の限度）に示される「第2種区域」の基準値である。
本調査地点（マツダ病院前）は、「振動の規制に関する定め（昭和53年1月31日、広島県告示第58号）」により、「第2種区域」に該当する。

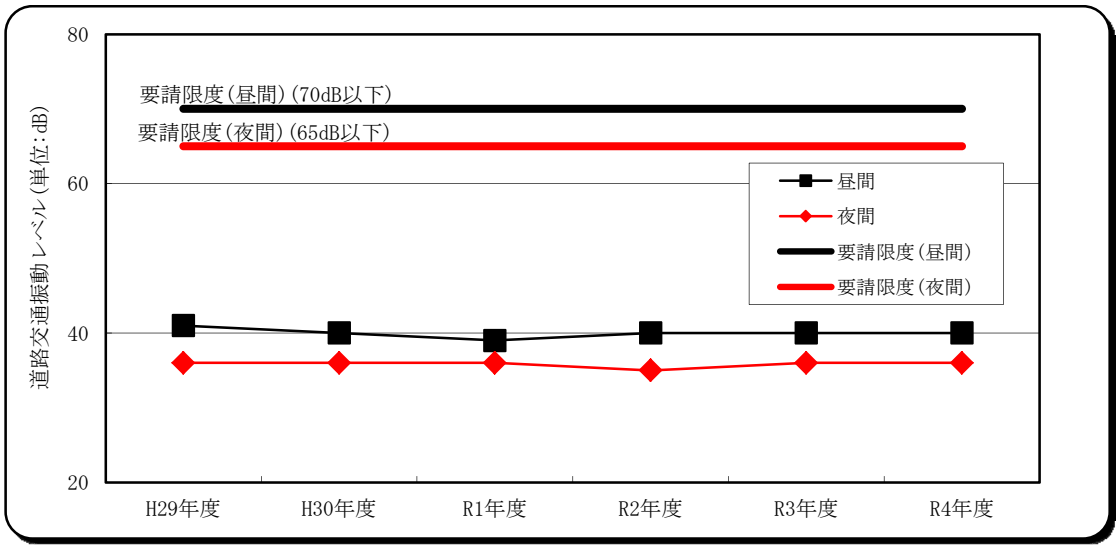

図 4.2　道路交通振動調査結果の経年変化

５）新幹線鉄道振動調査結果

新幹線鉄道振動調査結果の経年変化は、表 4.3 及び図 4.3 に示すとおりです。

表 4.3　新幹線鉄道振動調査結果の経年変化

（単位：dB）

軌道中心線からの距離	調査結果						指針値[注3)]
	H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度	R.3年度	R.4年度	
25m	46	45	45	45	44	45	70以下
50m	40	40	37	39	40	40	

注 1）：データの出典：過年度報告書(H.29～R.3)
2）：振動調査結果は、測定列車ごとの振動のピークレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。
3）：振動の指針値は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)(昭和51年3月12日、環大特第32号)」に示される指針値である。

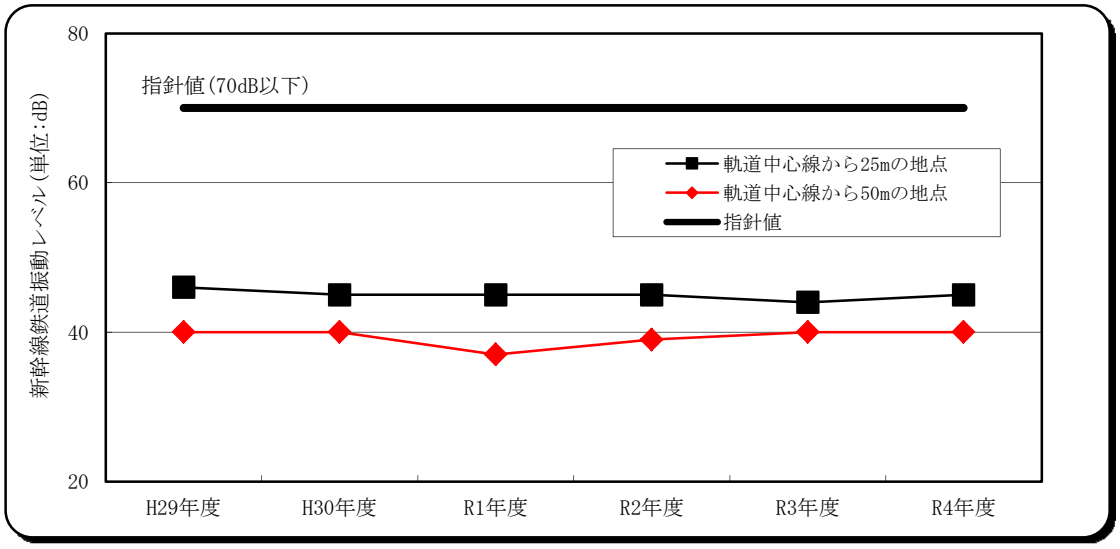

図 4.3　新幹線鉄道振動調査結果の経年変化

６）振動調査結果の評価

- 道路交通振動は、昼間、夜間いずれも要請限度を満足しており、経年的な変化は認められません。
- 新幹線鉄道振動は、いずれの地点も指針値を満足しており、経年的な変化は認められません。

以上より、本調査結果において、振動の悪化の兆候は認められません。

５．ダイオキシン類

１）ダイオキシン類の概要

ダイオキシン類とは、廃棄物焼却炉などの焼却過程などで生成する有害な有機塩素化合物であり、人の健康を脅かすおそれのあるものです。

現在、大気・水質・土壌について環境基準が設定されています。また、廃棄物焼却施設などに対して、ダイオキシン類対策特別措置法による規制が行われています。

町では、ダイオキシン類の状況を把握するため、大気 1 地点、河川水 1 地点、土壌 1 地点で調査し、監視を行っています。

２）調査地点

ダイオキシン類の調査地点は、図 5.1 に示すとおりです。

３）調査項目及び調査時期

調査項目及び調査時期は、表 5.1 のとおりです。

表 5.1　調査項目及び調査時期等

項　目	調査地点	調査時期等
大気中のダイオキシン類	府中町役場	夏季・冬季の 2 回 1 週間連続
河川水中のダイオキシン類	榎川	夏季
土壌中のダイオキシン類	町内公園	夏季

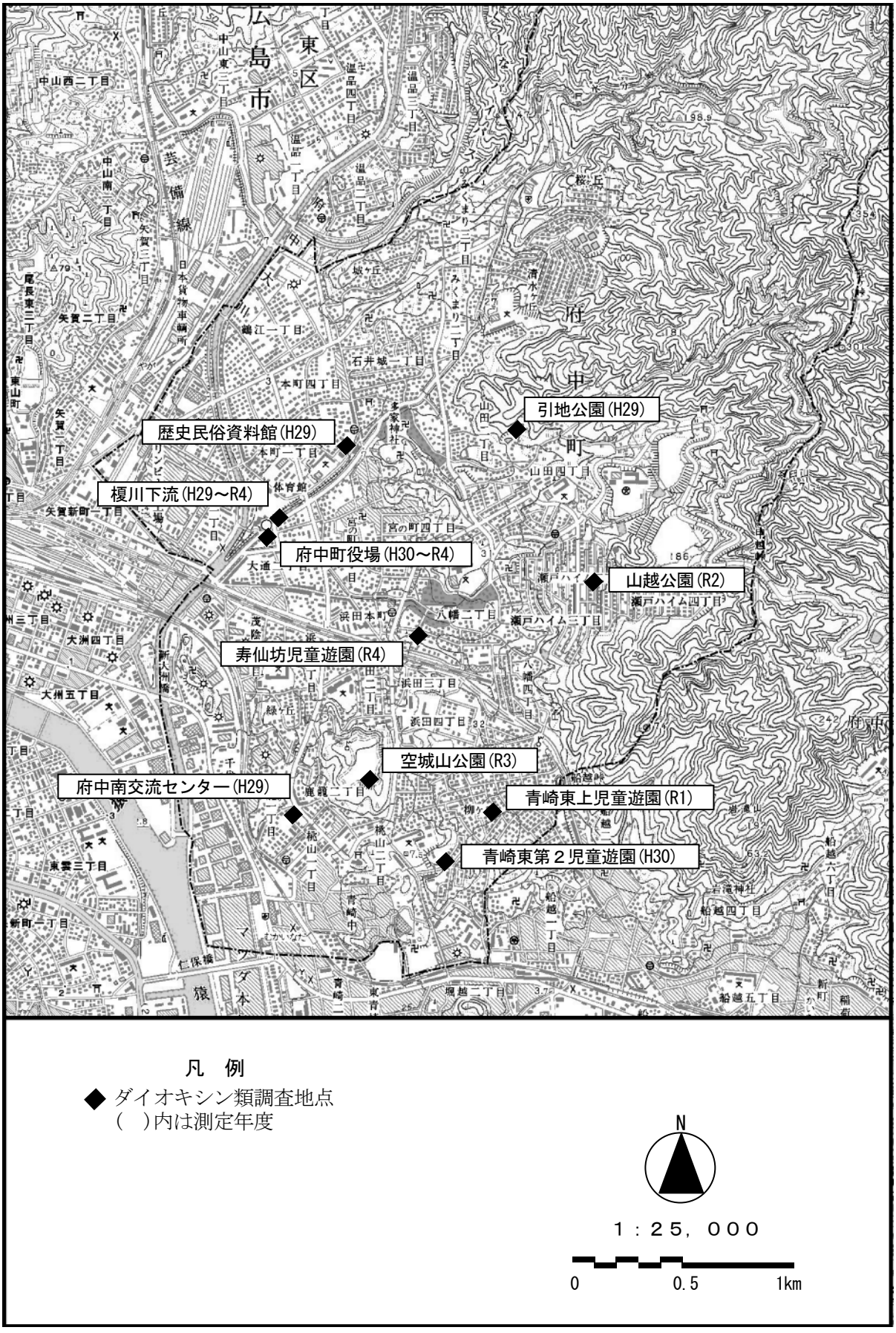

図 5.1　ダイオキシン類調査地点位置図

4）ダイオキシン類調査結果

(1) 大気中のダイオキシン類

大気中のダイオキシン類調査結果の経年変化は、表 5.2 及び図 5.2 に示すとおりです。

表 5.2　大気中のダイオキシン類調査結果の経年変化

（単位：pg-TEQ/m^3）

測定場所		調査結果						環境基準
		H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度	R.3年度	R.4年度	
府中南交流センター	夏季	0.012	－	－	－	－	－	0.6以下
	冬季	0.045	－	－	－	－	－	
	平均値	0.029	－	－	－	－	－	
歴史民俗資料館 府中町役場	夏季	0.010	0.0079	0.012	0.0089	0.012	0.012	
	冬季	0.037	0.026	0.033	0.032	0.056	0.020	
	平均値	0.023	0.017	0.023	0.02	0.034	0.016	

注 1)：データの出典：過年度報告書(H.29～R.3)
2)：平均値は､2季の算術平均値である。
3)：平成29年度は府中南交流センターと歴史民俗資料館（2地点）、平成30年度～令和4年度は府中町役場（1地点）での測定。

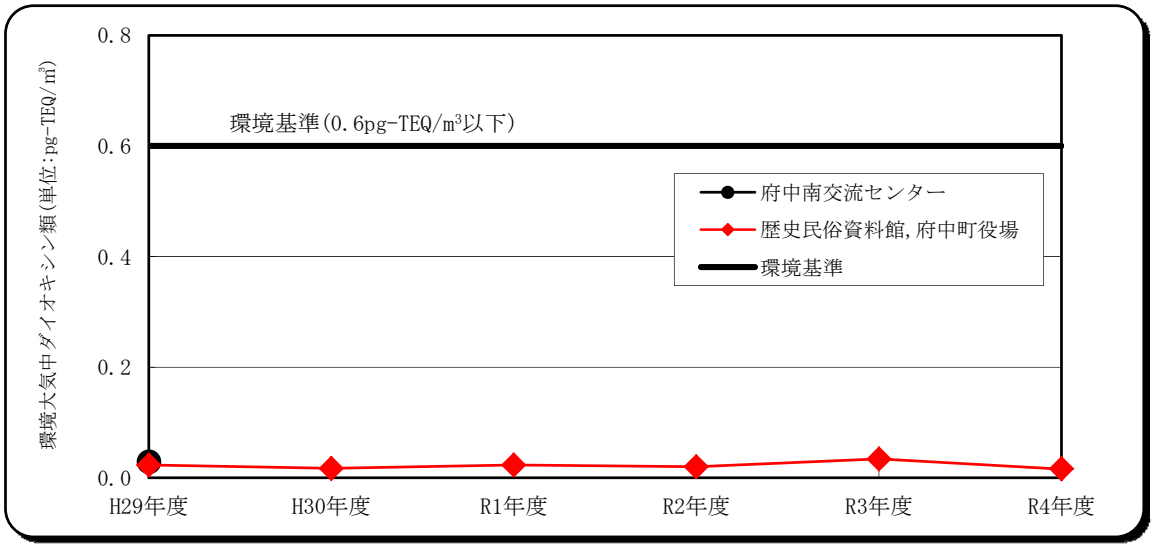

図 5.2　大気中のダイオキシン類調査結果の経年変化

(2) 河川水中のダイオキシン類

河川水中のダイオキシン類調査結果の経年変化は、表 5.3 及び図 5.3 に示すとおりです。

表 5.3　河川水中のダイオキシン類調査結果の経年変化

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点		調査結果						環境基準
		H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度	R.3年度	R.4年度	
榎　川	夏季	0.11	0.34	0.45	0.30	0.21	0.090	1以下

注 1)：データの出典：過年度報告書(H.29～R.3)

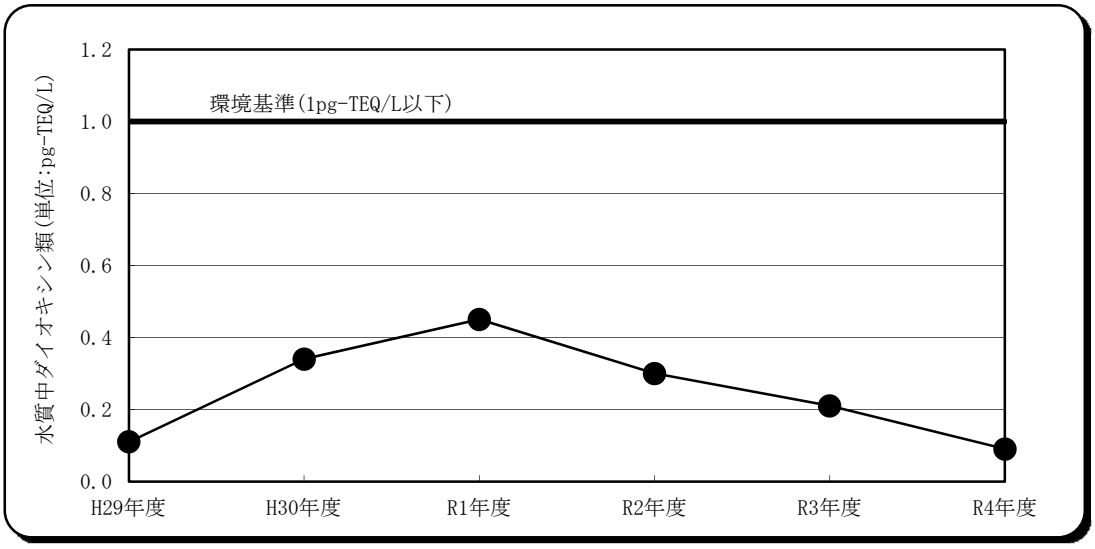

図 5.3　河川水中のダイオキシン類調査結果(夏季)の経年変化

(3) 土壌中のダイオキシン類

土壌中のダイオキシン類調査結果は、表 5.4 及び図 5.4 に示すとおりです。

表 5.4　町内の公園等における土壌中のダイオキシン類調査結果

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点	調査結果		環境基準	調査指標
引地公園	H.29年度	1.9	1000以下	250以上
青崎東第２児童遊園	H.30年度	3.7		
青崎東上児童遊園	R.1年度	0.46		
山越公園	R.2年度	0.19		
空城山公園	R.3年度	0.0030		
寿仙坊児童遊園	R.4年度	1.4		

注 1)：データの出典：過年度報告書(H.29～R.3)

2)：調査指標は、汚染の進行防止等の観点から、必要な調査を行う目安として法で設定されている。

５）ダイオキシン類調査結果の評価

- 大気中のダイオキシン類は、環境基準を下回って推移し、経年的変化は認められません。
- 河川水中のダイオキシン類は、環境基準を下回って推移し、過去５ 年間の最小値を示しており、令和元年度から低下が認められます。
- 土壌中のダイオキシン類は、環境基準を下回って推移しています。

以上より、本調査結果において、ダイオキシン類の汚染の兆候は認められません。